

# 六ヶ所村

## 第6期障がい福祉計画

### 第2期障がい児福祉計画

令和3年度—令和5年度

## 1 計画策定の趣旨

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、子ども・高齢者・障がいのある人などすべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」をめざし、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、福祉などの地域の公的サービスと協働して暮らすことのできる仕組みを構築するため、障がい福祉を含めた地域福祉全体で、取組を推進していくことが示されています。

今回、六ヶ所村では、現計画の計画期間の終了に伴い「障害者総合支援法」に基づく「障がい福祉計画」、「児童福祉法」に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に策定し、「地域共生社会」の実現をめざすとともに、障がい者施策の総合的な推進を図るものです。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 計画の法的位置づけ

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として、令和5年度までの目標及び障がい福祉サービス等の見込量について定めるものです。

また、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画として、令和5年度までの、障がい児通所支援及び障がい児相談支援等の提供体制の確保、円滑な実施に関する計画を定めるものです。

#### ◆障がい福祉計画・障がい児福祉計画の法的位置づけ

計画名	根拠法令	計画の性格	計画の内容
障がい福祉計画	障害者総合支援法第88条	障がい者(児)施策の中でのサービス提供などについての具体的な実施計画	障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの
障がい児福祉計画	児童福祉法第33条の20		障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの

## (2) 他計画との調和

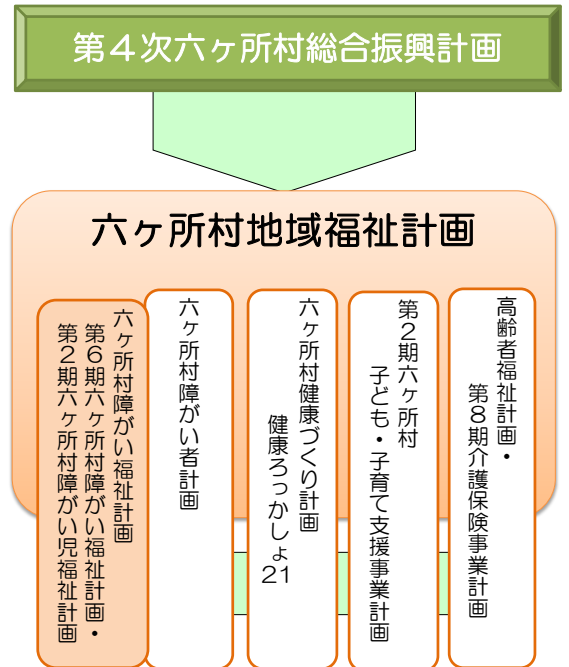
### ①障がい者計画と障がい福祉計画及び障がい児福祉計画との整合性

「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、障がい福祉サービス等の見込み量を掲げる計画であり、また障がい者計画の一部に位置づけられることから、基礎となる「障がい者計画」との整合性を図ることが必要です。

なお、本計画に掲げる目標値及び見込み量等は県との調整を行った上で設定しています。

### ②関連する他の計画との整合性

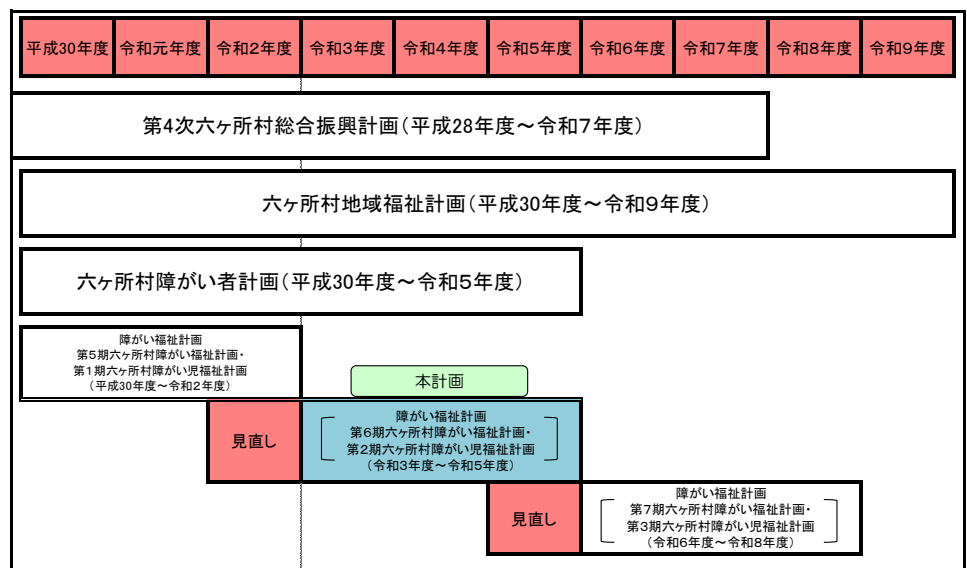
策定にあたっては、国の基本指針や青森県の計画を踏まえた上で、また、上位計画である六ヶ所村総合振興計画との整合性を図ったほか、他の保健福祉計画と有機的なつながりを持ち、相互に作用することを目指しました。



## 3 計画の期間

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法において、3年を1期として作成することとされており、平成30年度から令和2年度までの第5期計画期間の終了に伴い、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第6期障がい福祉計画」を策定するものです。

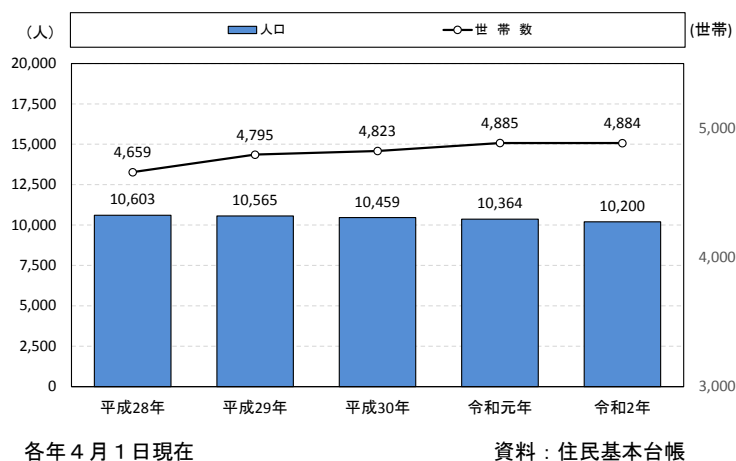
また、「第2期障がい児福祉計画」は「第6期障がい福祉計画」と一体的に策定することから「第6期障がい福祉計画」と同様に令和3年度から令和5年度までの3年を1期として策定します。



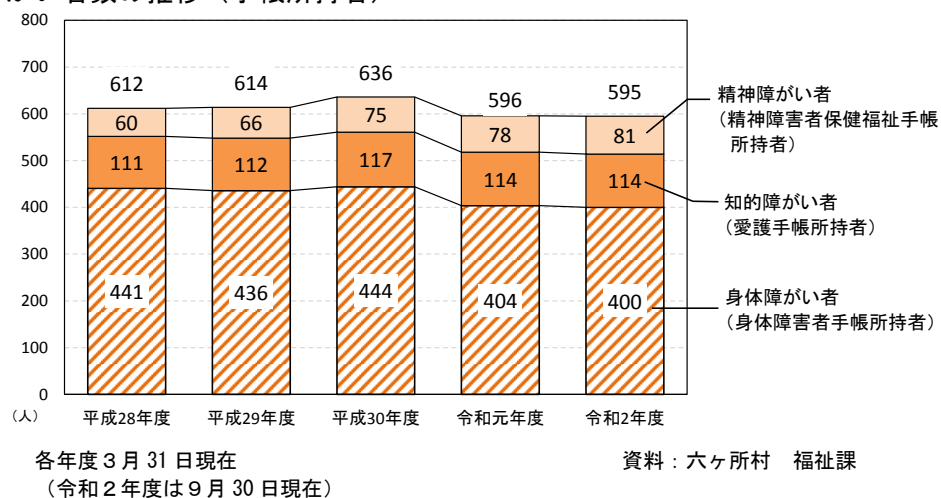
## 4 人口と障がい者の状況

本村の人口と障がい者の状況については、人口は減少傾向にあり令和2年4月1日現在では、10,200人となっています。その一方で、障害者手帳の所持者は、平成28年度から令和2年度にかけて17人の減少となっています。また、障がい種別の人数では、各年とも、身体障がい者（身体障害者手帳所持者）の割合が、障がい者全体の7割近くを占めています。

### ●人口と世帯数の推移



### ●障がい者数の推移（手帳所持者）



## 5 計画の基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、国の策定指針に基づき次の7項目を基本的理念とし、計画を推進します。

### (1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていきます。

## (2) 障がい福祉サービスの一元的な実施

村を主体とした身近な実施主体において障がい福祉サービスを実施するとともに、従来、身体障がい、知的障がい、精神障がいと種別ごとに分かれていた制度を、難病患者等も対象として一元的に実施し、サービスの充実を図ります。

## (3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO法人などによるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

## (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

## (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、その健やかな育成を支援するため、地域の支援体制の構築を図ります。また、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

## (6) 障がい福祉人材の確保

将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくための提供体制の確保と人材の確保のため、専門性を高める研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組みます。

## (7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がいのある人が文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がいのある人の個性や能力の発揮および社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恩恵を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

## 5 計画の基本的な考え方

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の基本的な考え方は、基本的理念を踏まえ、次の点に配慮して、計画的に推進していきます。

### (1) 障がい福祉サービスの提供体制の確保

- ①地域で必要とされる訪問系サービスの保障
- ②希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実
- ⑥アルコール、薬物及びギャンブルなどの依存症対策の推進

### (2) 相談支援の提供体制の確保

- ①相談支援体制の構築
- ②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③発達障がい者等に対する支援
- ④協議会の設置等

### (3) 障がい児支援の提供体制の確保

- ①地域支援体制の構築
- ②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③地域社会への参加・包容の推進
- ④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- ⑤障がい児相談支援の提供体制の確保

## 6 令和5年度までに目指す目標の設定

本計画ではこれまでの実績と本村の実状を踏まえ、新たに令和5年度末までの数値目標を設定することとします。

①福祉施設入所者の地域生活への移行		
目標	令和5年度末までの施設入所者の削減見込	1人
	令和5年度末までの地域生活移行者数	3人
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		
目標	保健、医療、福祉関係者による協議の場を令和5年度末までに設置	設置
③地域生活支援拠点の整備		
目標	令和5年度末までに設置	1か所
④福祉施設から一般就労への移行		
目標	令和5年度の年間一般就労移行者数	1人
	就労移行支援事業による一般就労移行者	1人
	就労継続支援A型事業による一般就労移行者数	1人
	就労継続支援B型事業による一般就労移行者数	1人
	一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数	1人
	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所	該当なし
⑤障がい児支援の提供体制の整備等		
目標	令和5年度末までに、児童発達支援センターの設置	圏域で設置
	令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	検討
	令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保	圏域で確保
	令和5年度末までに医療的ケア児支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	圏域で設置
⑥相談支援体制の充実・強化等		
目標	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み	実施
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み	12回
⑦障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築		
目標	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み	1人
	障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無およびその実施回数 の見込み	実施